

福岡県公報

令和7年3月18日
第580号

目次

告示 (第177号 - 第191号)

| | | |
|------------------------------------|------------|---|
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 1 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 1 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 2 |
| ○家畜伝染病予防法第5条第1項に基づく検査の実施に関する告示について | (畜産課) | 3 |
| ○家畜伝染病予防法第6条第1項に基づく注射の実施について | (畜産課) | 4 |
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し | (会計管理局会計課) | 4 |
| ○廃棄物が地下にある土地の区域の指定 | (廃棄物対策課) | 4 |
| ○保安林指定施業要件の変更通知の掲示 | (農山漁村振興課) | 6 |
| ○保安林指定施業要件の変更通知の掲示 | (農山漁村振興課) | 6 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 8 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 8 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 8 |

公告

| | | |
|---------------------------------|-----------|----|
| ○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 | (農山漁村振興課) | 9 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了 | (農村森林整備課) | 10 |
| ○福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料 | | |

| | | |
|--------------------------------|----------|----|
| 金の承認 | (福祉総務課) | 10 |
| ○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 | (都市計画課) | 15 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 15 |
| ○特定危険薬物の指定の失効 | (薬務課) | 15 |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 | (廃棄物対策課) | 16 |

公安委員会

| | | |
|---|-------------|----|
| ○福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則 | (警察本部交通指導課) | 16 |
| ○意見募集の結果の公示 | (警察本部交通指導課) | 17 |

告示

福岡県告示第177号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|--|-------------------|--------------|
| 南筑後 | 県道 | 水田川線 | 前 | 三潞郡大木町大字大藪1040番3先から 三潞郡大木町大字三八松423番1先まで | 10.4 ～ 24.7 | 270.6 |
| | | | 後 | 三潞郡大木町大字大藪1040番3先から 三潞郡大木町大字三八松423番1先まで | 10.4 ～ 24.7 | 270.6 |

福岡県告示第178号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|--------|--|
| 南筑後 | 水田川大川線 | 三潞郡大木町大字大藪1040番3先から 三潞郡大木町大字大藪1040番4先まで |
| | | 三潞郡大木町大字三八松418番3先から 三潞郡大木町大字三八松422番1先まで |

福岡県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|---------------|-------|----------------------------------|-----------------|--------------|------------------------|
| 北九州 | 県道 | 遠賀宗像線 自転車道 | 前 | 宗像市田野734番157先から 宗像市江口599番3先まで | 4.0 ～ 8.6 | 186.4 | |
| | | | 前 | 宗像市田野734番157先から 宗像市江口599番3先まで | 3.5 ～ 8.6 | 186.4 | |
| | | | 後 | 宗像市田野734番157先から 宗像市江口599番3先まで | 3.5 ～ 8.6 | 186.4 | うち一般県道岡垣玄海線重用延長5.5メートル |

福岡県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|---------------|----------------------------------|
| 北九州 | 遠賀宗像線 自転車道 | 宗像市田野734番157先から 宗像市江口599番3先まで |

福岡県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-------|-------|-----------------------------------|------------------|--------------|
| 北九州 | 県道 | 岡垣玄海線 | 前 | 宗像市田野734番157先から 宗像市江口583番11先まで | 7.1 ～ 26.4 | 139.4 |
| | | | 後 | 宗像市田野734番157先から 宗像市江口583番11先まで | 8.1 ～ 26.4 | 139.4 |

福岡県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和 7 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| | | |
|--------------|--------------|-----------------------------------|
| 県土整備 事務所名 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
| 北九州 | 岡 垣 玄 海 線 | 宗像市田野734番157先から 宗像市江口583番11先まで |

福岡県告示第183号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、腐蝕病及びオーエスキュー病の発生予防並びにブルセラ症、結核、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症の発生予防のため。

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

| 監視伝染病の種類 | 実施する区域 | 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲 | 実施の期日 | 検査の方法 |
|----------|-------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|---|
| ヨーネ病 | 知事がヨーネ病の発生予防検査が必要と認めた区域 | 実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 1 血清学的検査（予備的抗体検出検査） 2 リアルタイム PCR 検査 3 ヨーニン検査 4 疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査 |

| | | | | |
|----------|-----------------------------|--|-----------------------------------|---|
| 伝達性海綿状脳症 | 知事が伝達性海綿状脳症の発生予防検査が必要と認めた区域 | 実施する区域に所在する死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体及び月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 酵素免疫測定検査、ウエスタンブロット検査、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査 |
| 腐蝕病 | 知事が腐蝕病の発生予防検査が必要と認めた区域 | 実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、知事が必要と認めたもの | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 細菌検査、疫学的検査及び臨床検査 |
| オーエスキュー病 | 知事がオーエスキュー病の発生予防検査が必要と認めた区域 | 実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査 |
| ブルセラ症 | 知事がブルセラ症の発生予防検査が必要と認めた区域 | 実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 1 血清学的検査（酵素免疫測定検査） 2 剖検、病理組織検査及び細菌検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査 |
| 結核 | 知事が結核の発生予防検査が必要と認めた区域 | 実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 1 頸部ツベルクリン皮内反応検査 2 剖検、病理組織検査及び細菌検査又は組織検体の遺伝子検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査 |
| 豚熱 | 知事が豚熱の発生予防検査が必要と認めた区域 | 実施する区域で飼養されている豚、いのししのうち、知事が必要と認めたもの | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 血清学的検査（酵素免疫測定検査、中和試験）、疫学的検査及び臨床検査その他必要な検査 |

| | | | | |
|----------------------------|--|---|-----------------------------------|---|
| アフリカ豚熱 | 知事がアフリカ豚熱の発生予察上検査が必要と認めた区域 | 実施する区域で飼養されている豚、いのししのうち、知事が必要と認めたもの | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 疫学的検査及び臨床検査その他必要な検査 |
| 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ | 知事が高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察上検査が必要と認めた区域 | 実施する区域で飼養されている家さんのうち、知事が必要と認めたもの | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査及び酵素免疫測定検査）、疫学的検査及び臨床検査 |
| アカバネ病 | 知事がアカバネ病の発生予察上検査が必要と認めた区域 | 実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査 |
| チュウザン病 | 知事がチュウザン病の発生予察上検査が必要と認めた区域 | 実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査 |
| アインウイルス感染症 | 知事がアインウイルス感染症の発生予察上検査が必要と認めた区域 | 実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | 血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査 |

福岡県告示第184号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、次のように家畜について注射を受けることを命ずるので、同条第2項の規定により公示する。

令和 7 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 実施の目的
豚及びいのししの豚熱の発生を予防するため。
- 2 実施する区域、実施の期日、実施の対象となる家畜の種類及び範囲、注射の方法
次の表に掲げるとおりとする。

| 実施する区域 | 実施期日 | 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 | 注射の方法 |
|--------|------|-------------------|-------|
|--------|------|-------------------|-------|

| | | | |
|------|--|--|-----------|
| 県内全域 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日 | 飼養している豚及びいのししであって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めたもの | 皮下又は筋肉内注射 |
|------|--|--|-----------|

福岡県告示第185号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び名称 | 売りさばき所 | 取消年月日 |
|-----------|---|-----------------------------------|-----------------|
| 87 | 北九州市八幡西区青山 2 - 10 - 43 福寿コーポ青山 1 号 西部給食株式会社 | 北九州市戸畑区天籟寺 1 - 2 - 1 福岡県立ひびき高等学校内 | 令和 7 年 3 月 17 日 |

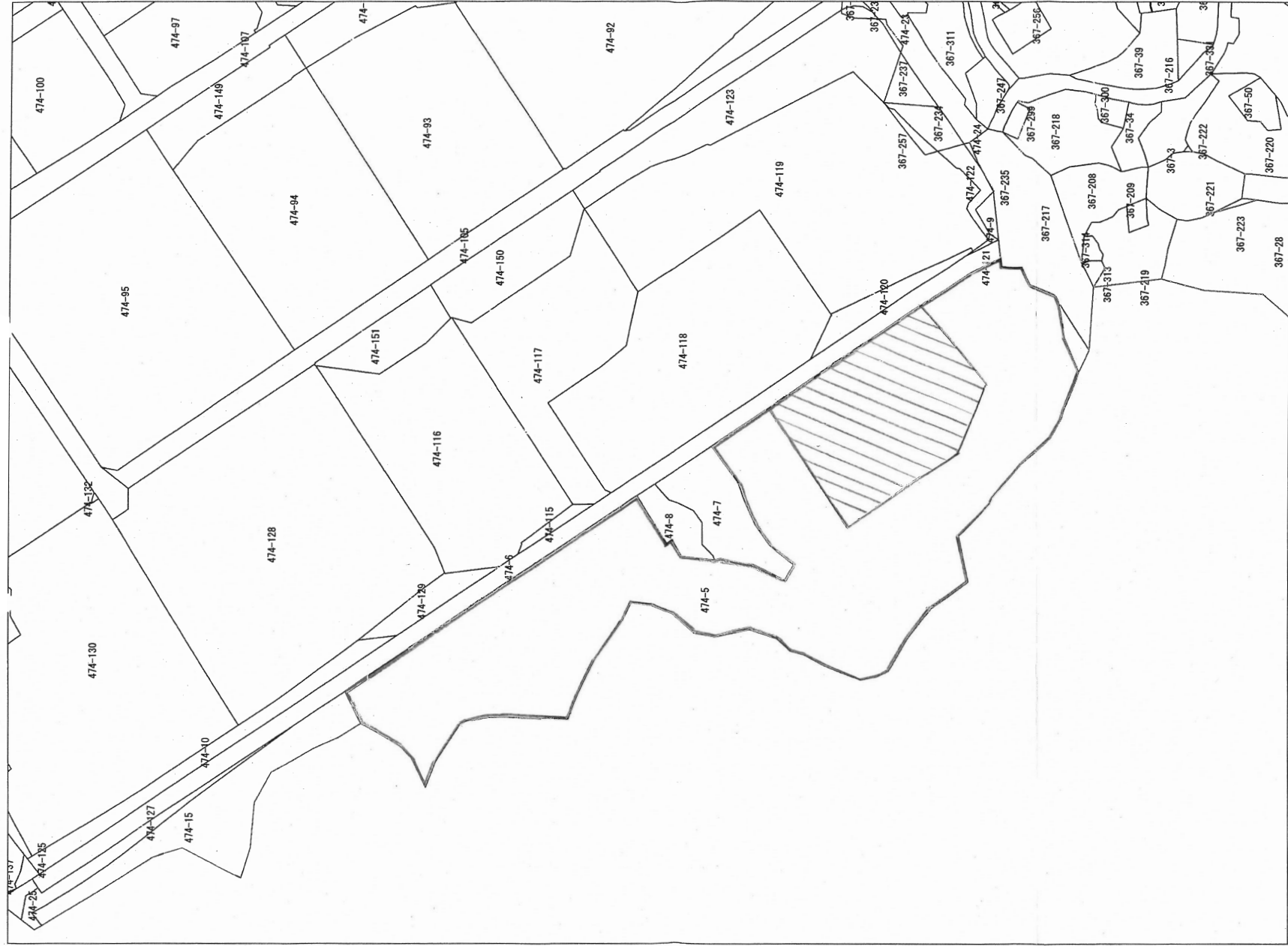
福岡県告示第186号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

令和 7 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する区域
田川郡福智町赤池474番地5のうち、別紙に斜線で示された部分に該当する区域
- 2 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イに掲げる埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に規定する下田川清掃施設組合により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であって廃止されたもの



確認図
1:2000

この図面は参考図として作成したものであり、権利関係には適用できません。

福岡県告示第187号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和7年2月農林水産省告示第272号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する北九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

北九州市役所

重岡 周一、大塚 與平、八木田 逸次郎、大瀨 虎之助、神田 安次郎、山下 牟、奥 美知江、重岡 梅次郎、森岡 朝子、重岡 九右衛門、杉井 松子、吉岡 利彦、末永 雅樂、吉岡 素一、吉岡 伊三郎、神田 勝右衛門、山川 重子、八木田 助次郎、大塚 仁三郎、大塚 直吉、大塚 千吉、大塚 栄次郎、大塚 吉右エ門、八木田 甚藏、中村 多右エ門、中村 房吉、八木田 其吉、川原 治平、八木田 與吉、八木田 治郎助、八木田 槌藏、八木田 市太郎、八木田 郡藏、八木田 六太郎、八木田 平太郎、八木田 準平、魚返 ウメコ、八木田 清春、白石 君子、隈元 繁若、秋吉 太公、吉村 三木藏、神田 峯吉、神田 和吉、重岡 九衛門、神田 音吉、吉岡 半六、吉岡 與助、吉村 孫六、神田 宇吉、重岡 幸太郎、吉村 源藏、重岡 繁藏、末廣 實之助、神田 平太郎、戸久河 勇次郎、上田 勇、水野 安光、上田 清一、市岡 春造、戸久河 高藏、上田 八十吉、渡邊 正平、有限会社メープル、山田 稔晴、吉村 精、山田 政二、吉岡 正矩、神田 類之介、重岡 徳次、吉岡 利彦、吉岡 猛、福大建設株式会社、株式会社 喜多村石油店、中原 榮三、神田 類之助、重岡 周一、神田 實、平高 正子、田川 恵子、久保 享司、タカヤ商事株式会社、鎌倉 トシ子、日産樹脂株式会社、吉岡 悟、三陽株式会社、辻 シゲ子、吉岡 悟、木下 鶴太郎、檜山 桂

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年2月

農林水産省告示第272号によること。

福岡県告示第188号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和7年2月農林水産省告示第271号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する北九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

北九州市役所

村上 敷一、伊古野 兼吉、伊古野 謙治、荒木 國藏、磯部 優、庄野 豊、榎山 重太、中岡 カツ、浅井 嘉兵衛、木村 正夫、江瀨 亀雄、柳瀬 義種、中村 松雄、北野 太郎、木田 吉藏、中村 勇、小林 奎治、石原 實、中村 槌三郎、加藤 和代、加藤 勝征、加藤 好子、有山 マキ、石崎 槌之助、谷口 定吉、古谷 槌藏、畠中 安藏、一木 庄吉、谷口 七三郎、吉田 徳右エ門、末永 信治、村上 安助、森本 律五郎、村上 奎次郎、木戸 作藏、谷原 市藏、谷原 広吉、谷口 政吉、木戸 孫藏、吉田 寛次郎、村上 市太郎、森本 ニワ、伊古野 八藏、松本 長吉、林 槌太郎、村上 甚太郎、伊古野 範二、井上 長吉、高尾 島吉、谷口 幸吉、坪根 鹿藏、池端 春吉、富永 兵太郎、川原 米吉、谷頭 勝次郎、伊古野 惣太郎、末永 寛一、渡辺 五平、松本 國藏、渡辺 直次郎、大野 茂一、谷口 弥七、川本 利作、渡辺 悦二、木戸 種次、上田 安藏、木戸 半兵衛、渡辺 幹治、中村 甚藏、上田 彦次郎、畠中 清五郎、松村 梅吉、谷頭 吉兵衛、畠中 房吉、富永 勝次郎、中村 金次郎、村上 相治、池端 筆吉、古谷 円吉、村上 瀧次郎、中村 文藏、永野 由次郎、河原 七三郎、井手 茂三郎、森本 福藏、黒川 貞一、坂井 竹一、江幡 五平、森本 徳養、栗崎 松次郎、森本 新藏、中村 廣吉、河原 善太郎、一木 榮次、畠中 重次郎、川本 彌一郎、森川 長一郎、本間 タマ、岸本 浅次郎、古谷 鶴雄、山路 義高、渡辺 功、小山 泰藏、土井 栄助、福山 ひな子、松本 勝彦、鈴木 末雄、山崎 昌治、西原 ヌイ

、大崎 利隆、尾崎 英雄、久藤 光太郎、中野 伊三郎、佐々木 初太郎、肥田 乙松、山田 松雄、矢野 七郎、向田 榮次郎、梅川 松太郎、山田 盛夫、山中 儀平、山口 勤市、和田 イワ、喜多村 遜、中村 鉄次郎、吉田 徳次郎、宮崎 辨吉、富田 房吉、一宮 時太郎、土井 平次郎、喜多村 惣太郎、喜多村 信雄、広瀬 熊太郎、吉広 岡太郎、相川 峯吉、松田 熊藏、本岡 兵五郎、小畑 熊太郎、坂下 英之助、中村 長吉、鬼頭 又七、入江 正男、吉広 新助、中村 才吉、上田 彦太郎、白石 得一、広瀬 喜代藏、上田 多作、村上 林藏、上村 虎吉、和田 ナツ、吉広 九市、高橋 鶴吉、吉広 安次郎、大島 ノブ、土井 浅吉、大島 彦二郎、川井 忠吉、白石 秀吉、原田 三次郎、中川 房次郎、宗田 峯吉、山中 増藏、松田 長次、椎橋 敏夫、井上 定吉、池端 岩藏、松村 伴兵衛、一木 仙九郎、木戸 利三郎、富永 民助、岩本 浅次郎、豊浦 屯、伊古野 安次郎、松本 国藏、伊古野 伊三郎、谷頭 彦次郎、村上 源三郎、村上 浅次郎、森本 類藏、森本 林藏、畑中 安藏、末永 熊藏、池端 多七、谷頭 吉次郎、村上 市治郎、谷頭 清次、富永 兵郎、川本 亀太郎、石原 惣太、一木 得二郎、高尾 庄三郎、佐野 源三、畑中 惣吉、永井 正彦、尾田 保一、谷頭 竹次郎、磯部 勲、川原 善太郎、村上 フミ、中村 文彦、一木 慎一郎、立石 フジ、林 トウ、松尾 淑子、林 與三吉、石橋 乙兵衛、上田 兼辰、林 善吉、中本 順子、山口 芳一、木田 二郎、米田 音治郎、吉田 徳太郎、磯部 久藏、廣門 和吉、松本 益雄、木村 勇、石崎 槌之助、庄野 治三郎、前田 寛、弘岡 清太郎、浅井 克彦、西田 敬二、徳永 長彦、定松 万吉、中村 豊藏、中村 音吉、柳井 幾藏、柳井 竹藏、川口 定吉、上田 兼吉、杉山 茂平、山口 勝藏、柳井 安次郎、柳井 直藏、垣松 利兵衛、柳生 二喜藏、大久保 徳次郎、佐高 廣吉、柳井 茂三郎、山本 覺藏、杉山 トメ、定松 由左衛門、石崎 又右衛門、林 小平、木村 宅右エ門、北野 傳七、木村 タケ、木田 五左エ門、石崎 喜平、佐伯 竹藏、徳永 嘉平、内田 力藏、木田 彦次郎、佐伯 勝三郎、定松 槌藏、山口 菊藏、石崎 作藏、林 栄藏、森本 六藏、樋山 トソ、石原 源藏、矢田 壽勝、森本 吉藏、森吉 三代藏、畠中 彦藏、森吉 六藏、村山 クニ、風呂根 マン、木田 三郎、中村 典吉、柳井 義藏、中村 兼吉、藤田 源右エ門、丸尾 清藏、吉田 透、亀岡 繁雄、波多江 亀次郎、西村 亀一、杉山 猿之助、定松 新太郎、

太田 豊太郎、小田原 徳一、中野 爲藏、伊藤 民藏、中敷 茂松、松本 房助、池上 熊次郎、白瀬 勇吉、前田 安次、金岡 千代一、林 兼造、昭野 忠人、宮本 米藏、中上 三治、河村 茂平、橋本 吉太郎、高橋 助七、山口 藤太郎、平沢 利三郎、竹山 吉次郎、菅原 幸助、稲垣 徳吉、杉本 竹藏、田島 又三郎、小寺 友市、重松 勘十郎、立野 時平、末松 喜一、小山 吉之進、荒川 利助、小倉 善之助、篠原 定吉、佐藤 林藏、有永 竹次郎、下村 瀧藏、岡山 貞吉、吉川 帙吉、森下 又二郎、妹尾 積太郎、小川 裕次、広岡 清太郎、是則 芳之助、早川 豊作、福本 太門、石井 良造、市原 多作、木村 利喜男、橋崎 半治、藤山 留次、野尻 清水、坂井 元夫、野中 松次郎、渡辺 林市、中畑 半次郎、中村 金録、小谷 仙藏、島田 義亮、阿部 峰雄、田村 文太郎、広本 長次郎、中村 治一、大塚 仁平、玉村 政助、伊藤 富次郎、上妻 伊賀人、手島 勝藏、坂丸 勇次郎、岡崎 久吉、牧 政雄、舌間 京平、舌間 政吉、本住 定藏、首藤 喜市、藤本 文太、藤本 徳二郎、浴野 鶴太郎、口高 啓太郎、美濃部 薫、有馬 弥満次、沢井 喜三郎、仙川 正男、浪田 源次、原 四郎、中西 峯吉、松本 寅次郎、大木 徳太郎、三谷 熊太郎、小田 計之、別府 敏治、百済 貞次郎、永瀬 捨三郎、石橋 慶三郎、吉井 作次、世永 正司、原田 佐一郎、安東 考一、堤 義輔、上野 松次、財間 久藏、稲垣 貞二、村上 千代吉、山田 房太郎、長谷川 久吉、中村 四郎吉、江藤 徳市、沖野 芳松、増富 三平、藤中 房吉、道永 又平、益弘 清右衛門、井上 傳太郎、三浦 彦太郎、松下 武吉、内野 参次郎、久保田 彦太郎、永松 柊太郎、和田 常男、中川 繁雄、局 清志、福江 兼吉、廣瀬 久米吉、中川原 改藏、谷頭 卯三郎、村上 甚助、谷原 廣吉、畠中 秀吉、森本 初藏、川原 末吉、谷口 友吉、渡辺 眞次郎、渡辺 帙松、木戸 茂作、井手 茂郎、谷口 ハル子、木戸 半兵衛、渡辺 虎松、古谷 佐太郎、局 吉藏、渡辺 帙吉、中村 帙吉、山路 虎太郎、伊古野 仁助、高田 信義、山路 帙太郎、住宅 八百藏、村上 末吉、古谷 久一、古谷 甚藏、村上 甚助、福江 喜左衛門、山本 馨、野間 悦次郎、中村 富士太郎、谷口 長藏、上田 與助、谷口 安次郎、林 槌太郎、吉田 槌藏、新 延彦、床島 吉太郎、局 鹿藏、谷口 彌七、矢下 元次郎、上田 類藏、谷口 善太郎、古谷 又一、古谷 勘藏、村上 勘助、福井 豊藏、林 栄吉、瀬戸山 亨、松田 初子、森岡 幸子、徳弘 綾子、木田

清仁、力武 嘉次郎、添田 ヨシ、山崎 卯一、成澤 慶次郎、隈本 貞男、中村 利彦、中野 豪、廣野 勲、植村 武雄、米田 栄一、鈴江 亀藏、藤本 藤十、富重 辰雄、野見山醸造、佐藤 正美、小川 又一郎、村上 正藏、前田 誉治、林松之助、林 徹、松尾 徳久、柳井 外史、藏田 武、石橋 榮市、野仲 親綱、重岡 静枝、三谷 明人、森田 裕子、小曾根 貞松、吉永 良延、寺岡 綱吉、有限会社 鶴屋商事、伊佐産業株式会社、古永 幸子、富士海苔食品株式会社、エッチビー ドリームペット株式会社、中村 栄、李 守相、九州産肥倉庫株式会社、友田 敬、不二興産株式会社、奥野 正義、吉廣 二郎、泰商木材株式会社、福田 五郎、山口 正太郎、株式会社 親和銀行、山口 トク、浦山 俊朗、田中 啓視、高瀬 勝、大下 君枝、若杉 ユキ子、大下 一、永野 アキ子、中村 成一、岸本 喜三郎、呉羽 敏行

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年2月農林水産省告示第271号によること。

福岡県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-------|-------|-------------------------------------|-------------------|--------------|
| 直方 | 県道 | 新植延木線 | 前 | 鞍手郡鞍手町大字中山2222番1先から直方市大字植木2203番1先まで | 13.7 ～ 59.3 | 902.0 |
| | | | 後 | 鞍手郡鞍手町大字中山2222番1先から直方市大字植木2203番1先まで | 13.7 ～ 59.3 | 902.0 |

| | | | | | |
|--|--|---|-------------------------------------|-------------------|--------|
| | | 後 | 鞍手郡鞍手町大字中山2222番1先から直方市大字植木1678番1先まで | 12.5 ～ 31.6 | 2018.7 |
|--|--|---|-------------------------------------|-------------------|--------|

福岡県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|---------|-------------------------------------|
| 那珂 | 久留米筑紫野線 | 筑紫野市大字西小田360番1先から筑紫野市大字西小田1061番1先まで |

福岡県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 | 備考 |
|----------|--------|-------------------------------------|--------------------------|
| 那珂 | 久光西小田線 | 筑紫野市大字西小田1059番1先から筑紫野市大字西小田375番1先まで | うち県道久留米筑紫野線重用延長460.2メートル |

公 告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和6年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

変更前

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 |
|-----------|--|
| 北九州市 | 小倉南区 上吉田一丁目・二丁目・六丁目、中吉田一丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目、下吉田三丁目・四丁目、大字吉田の各一部 八幡西区 本城一丁目・二丁目・三丁目、本城東二丁目・三丁目、力丸町、大字本城の各一部 |
| 福岡市 | 西区 愛宕三丁目・四丁目、姪の浜二丁目の各一部 |
| 大牟田市 | 藤田町の一部、浪花町、早米来町一丁目・二丁目、三川町五丁目、船津町、桜町、沖田町 |
| 直方市 | 大字下新入、上新入、感田、知古の各一部 |
| 田川市 | 大字夏吉の一部 |
| 行橋市 | 行事六丁目・七丁目の各一部 |
| 小郡市 | 三沢、大保、小郡の各一部 |
| 春日市 | 若葉台東、原町、春日の各一部 |
| 古賀市 | 小山田、薬王寺の各一部 |
| 糟屋郡新宮町 | 原上の一部 |
| 田川郡香春町 | 大字中津原の一部 |
| 田川郡添田町 | 大字野田、大字英彦山の各一部 |
| 田川郡大任町 | 今任原の一部 |

| | |
|--------|--------|
| 田川郡赤村 | 大字赤の一部 |
| 田川郡福智町 | 赤池の一部 |

変更後

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 |
|-----------|--|
| 北九州市 | 小倉南区 上吉田一丁目・二丁目・六丁目、中吉田一丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目、下吉田三丁目・四丁目、大字吉田の各一部 八幡西区 本城一丁目・二丁目・三丁目、本城東二丁目・三丁目、力丸町、大字本城の各一部 |
| 福岡市 | 西区 愛宕三丁目・四丁目、姪の浜二丁目の各一部 |
| 大牟田市 | 藤田町の一部、浪花町、早米来町一丁目・二丁目、三川町五丁目、船津町、桜町、沖田町 |
| 直方市 | 大字下新入、上新入、感田、知古の各一部 |
| 田川市 | 大字夏吉、丸山町、大字伊田、大字奈良、本町の各一部 |
| 柳川市 | 六合、鷹ノ尾、栄 |
| 大川市 | 幡保、郷原、北古賀、三丸の各一部、榎津、上巻 |
| 行橋市 | 行事六丁目・七丁目の各一部 |
| 小郡市 | 三沢、大保、小郡の各一部 |
| 春日市 | 若葉台東、原町、春日の各一部 |
| 古賀市 | 小山田、薬王寺の各一部 |
| 宮若市 | 山口、龍徳の各一部 |
| 糟屋郡新宮町 | 原上の一部 |
| 田川郡香春町 | 大字中津原の一部 |
| 田川郡添田町 | 大字野田、大字英彦山の各一部 |
| 田川郡大任町 | 今任原の一部 |
| 田川郡赤村 | 大字赤の一部 |
| 田川郡福智町 | 赤池の一部 |

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県営土地改良事業の名称 | 工事を完了した時期 |
|-------------------|------------|
| 区画整理事業（豊前地区） | 令和3年3月29日 |
| 農道整備事業（豊前地区） | 令和3年3月23日 |
| 農業用排水施設整備事業（豊前地区） | 令和5年12月11日 |

公告

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成8年福岡県条例第18号）第5条の4第2項及び第11条の4第2項の規定に基づき、福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金を承認したので、同条例第5条の4第4項及び第11条の4第4項の規定により次のように公示する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称
 - (1) 福岡県男女共同参画センター
 - (2) 福岡県総合福祉センター
- 2 位置

春日市原町三丁目1番地7
- 3 利用料金の承認年月日

令和7年3月6日
- 4 利用料金（令和7年4月1日以降）
 - (1) 福岡県男女共同参画センター
 - ア 占用使用の場合の利用料金

| 区 分 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-----------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 音楽室 | 1,910円 | 2,550円 | 2,340円 | 4,460円 | 4,890円 | 6,800円 |
| 工芸室 | 1,910円 | 2,550円 | 2,340円 | 4,460円 | 4,890円 | 6,800円 |
| スタジオ | 1,590円 | 2,120円 | 1,910円 | 3,710円 | 4,030円 | 5,620円 |
| OAルーム | 2,230円 | 2,980円 | 2,660円 | 5,210円 | 5,640円 | 7,870円 |
| スタディルーム | 1,910円 | 2,550円 | 2,340円 | 4,460円 | 4,890円 | 6,800円 |
| セミナールーム | A | 1,590円 | 2,120円 | 1,910円 | 3,710円 | 4,030円 |
| | B | 2,230円 | 2,980円 | 2,660円 | 5,210円 | 5,640円 |
| | C | 1,590円 | 2,120円 | 1,910円 | 3,710円 | 4,030円 |
| フィットネスルーム | 2,550円 | 3,400円 | 3,080円 | 5,950円 | 6,480円 | 9,030円 |

備考

- 1 「占用使用」とは、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合をいう。
- 2 利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。
- 3 この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。
 - (1) 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の額の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
 - (2) 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この

表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の額の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

4 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

| 区 分 | 品 名 | 単 位 | 金 額 |
|---------|----------------|--------|--------|
| 音楽室 | 音響装置 | 1式（1回） | 1,140円 |
| スタジオ | 放送設備 | 1式（1回） | 1,170円 |
| セミナールーム | ビデオプロジェクター | 1式（1回） | 950円 |
| | スライド映写機 | 1式（1回） | 570円 |
| | オーバーヘッドプロジェクター | 1式（1回） | 570円 |
| | ダイナミックマイクロホン | 1本（1回） | 340円 |
| | ワイヤレスマイクロホン | 1本（1回） | 920円 |
| | 床置型マイクスタンド | 1本（1回） | 60円 |
| | 卓上型マイクスタンド | 1本（1回） | 60円 |
| サロン | 団体専用ロッカー | 1口（1月） | 310円 |

（備考）

① この表の利用料金の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りでない。

② 利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りでない。

イ 個人使用の場合の利用料金

| 種 類 | 単 位 | 区 分 | 料 金（1人） |
|-----------|-----|-------|---------|
| フィットネスルーム | 2時間 | 一般 | 210円 |
| | | 児童・生徒 | 100円 |

備考

- 「個人使用」とは、占用使用以外の場合をいう。
- 「児童・生徒」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは児童・生徒以外の者をいう。
- 11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の額の10回分に相当する額とする。
- 1回の使用につき、2時間を超えて連続して使用する場合の利用料金の額は、超過時間1時間につき、この表に掲げる利用料金の額の1時間当たりの額とする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

(2) 福岡県総合福祉センター

ア 本館施設利用料金

| 区 分 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|----------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| クローバーホール | 7,340円 | 9,780円 | 8,830円 | 17,120円 | 18,610円 | 25,950円 |
| 第1和室 | 1,910円 | 2,540円 | 2,330円 | 4,450円 | 4,870円 | 6,780円 |
| 第2和室 | 1,910円 | 2,540円 | 2,330円 | 4,450円 | 4,870円 | 6,780円 |
| 第3和室 | A | 1,580円 | 2,120円 | 1,910円 | 3,700円 | 4,030円 |
| | B | 1,580円 | 2,120円 | 1,910円 | 3,700円 | 4,030円 |
| 501研修室 | 3,820円 | 5,100円 | 4,570円 | 8,920円 | 9,670円 | 13,490円 |
| 502研修室 | 1,580円 | 2,120円 | 1,910円 | 3,700円 | 4,030円 | 5,610円 |
| 503研修室 | 950円 | 1,270円 | 1,160円 | 2,220円 | 2,430円 | 3,380円 |
| 504研修室 | 950円 | 1,270円 | 1,160円 | 2,220円 | 2,430円 | 3,380円 |

| | | | | | | | |
|--------|---|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 505研修室 | | 950円 | 1,270円 | 1,160円 | 2,220円 | 2,430円 | 3,380円 |
| 506研修室 | A | 2,230円 | 2,970円 | 2,650円 | 5,200円 | 5,620円 | 7,850円 |
| | B | 1,580円 | 2,120円 | 1,910円 | 3,700円 | 4,030円 | 5,610円 |
| 507研修室 | | 950円 | 1,270円 | 1,160円 | 2,220円 | 2,430円 | 3,380円 |
| 508研修室 | A | 2,870円 | 3,820円 | 3,400円 | 6,690円 | 7,220円 | 10,090円 |
| | B | 2,540円 | 3,400円 | 3,080円 | 5,940円 | 6,480円 | 9,020円 |
| 学習室 | | 1,910円 | 2,540円 | 2,330円 | 4,450円 | 4,870円 | 6,780円 |
| 視聴覚室 | | 1,580円 | 2,120円 | 1,910円 | 3,700円 | 4,030円 | 5,610円 |
| 創作工房 | | 2,230円 | 2,970円 | 2,650円 | 5,200円 | 5,620円 | 7,850円 |
| 調理実習室 | | 6,060円 | 8,080円 | 7,230円 | 14,140円 | 15,310円 | 21,370円 |

イ 体育館施設利用料金

(ア) 占用使用の場合の利用料金

| 区 分 | | 午前 9 時から 正午まで | 午後 1 時から 午後 5 時まで | 午後 6 時から 午後 9 時まで | 午前 9 時から 午後 5 時まで | 午後 1 時から 午後 9 時まで | 午前 9 時から 午後 9 時まで |
|---------|------|------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 大ホール | | 20,440円 | 27,250円 | 24,480円 | 47,690円 | 51,730円 | 72,170円 |
| 体育館 | | 3,820円 | 5,100円 | 4,570円 | 8,920円 | 9,670円 | 13,490円 |
| プール | 夏季期間 | 17,880円 | 23,840円 | 21,500円 | 41,720円 | 45,340円 | 63,220円 |
| | 温水期間 | 26,820円 | 35,770円 | 32,150円 | 62,590円 | 67,920円 | 94,740円 |
| 卓球室 | 1 室 | 950円 | 1,270円 | 1,160円 | 2,220円 | 2,430円 | 3,380円 |
| トレーニング室 | | 7,340円 | 9,780円 | 8,830円 | 17,120円 | 18,610円 | 25,950円 |
| アーチェリー場 | | 2,870円 | 3,820円 | 3,400円 | 6,690円 | 7,220円 | 10,090円 |

(イ) 個人使用の場合の利用料金

| 種 類 | 単 位 | 区 分 | 料 金 (1 人) |
|---------|------|-------|-------------|
| 体育館・卓球室 | 2 時間 | 一般 | 310円 |
| | | 児童・生徒 | 150円 |

| | | | | |
|---------|------|------|--------|------|
| プール | 夏季期間 | 2 時間 | 一般 | 360円 |
| | | | 生徒 | 200円 |
| | | | 児童 | 150円 |
| | 温水期間 | 2 時間 | 一般 | 520円 |
| | | | 生徒 | 310円 |
| | | | 児童 | 200円 |
| トレーニング室 | | 2 時間 | 一般 | 360円 |
| | | | 小学生・生徒 | 180円 |
| アーチェリー場 | | 2 時間 | 一般 | 310円 |
| | | | 高校生 | 150円 |

ウ 屋外施設利用料金

| 区 分 | | 午前 9 時から正午まで | 午後 1 時から午後 5 時まで | 午前 9 時から午後 5 時まで |
|---------|-----|--------------|------------------|------------------|
| グラウンド | | 1,580円 | 2,120円 | 3,700円 |
| ゲートボール場 | 1 面 | 950円 | 1,270円 | 2,220円 |

エ 宿泊室利用料金

| 種 類 | 単 位 | 料 金 (1 人) |
|-----|-----|-------------|
| 宿泊室 | 1 泊 | 3,180円 |

オ 駐車場利用料金

| 種 類 | 単 位 | 料 金 (1 台) |
|-----|--------------------|-------------|
| 駐車場 | 2 時間以内 | 無料 |
| | 2 時間を超えるとき 30 分ごとに | 150円 |

備考

- 「占用使用」とは、講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。

2 「児童」とは幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校及びこれに準ずるものの児童を、「高校生」とは高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒及びこれらに準ずる者をいう。

3 「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。

4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるクローバーホール及び占用使用の場合の体育館施設の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額の2割増の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

5 本館施設、占用使用の場合の体育館施設及び屋外施設において、利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。

6 この表に掲げる施設（宿泊室及び駐車場を除く。）の利用時間を超過して利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。ただし、プールの個人使用については、超過時間が30分未満であるときは30分とし、30分を超える場合において30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は、30分として計算する。

(1) 本館施設、占用使用の場合の体育館施設及び屋外施設の利用料金の額

イ 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額（その額

に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

ロ 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）（屋外施設の場合を除く。）

(2) 個人使用の場合の体育館施設の利用料金の額

超過時間1時間につき、この表に定める利用料金の額の1時間当たりの額とする。ただし、プールの個人使用については、超過時間30分につき、この表に定める利用料金の額の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

7 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

| 区 分 | 品 名 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|----------|--------------|--------|--------|----------|
| 大ホール | 演台・花台 | 1式（1回） | 680円 | |
| | 司会者台 | 1式（1回） | 200円 | |
| | テーブル | 1台（1回） | 70円 | |
| | いす | 1脚（1回） | 40円 | |
| | つりバトン | 1式（1回） | 570円 | |
| | ボーダーライト | 1式（1回） | 330円 | |
| | アッパーホリゾントライト | 1式（1回） | 910円 | |
| | ロアーホリゾントライト | 1式（1回） | 910円 | |
| | サスペンションライト | 1台（1回） | 160円 | 500ワット |
| | シーリングライト | 1台（1回） | 310円 | 1.5キロワット |
| | フォロースポット | 1台（1回） | 1,140円 | 2キロワット |
| | フットライト | 1式（1回） | 280円 | |
| | 音響装置 | 1式（1回） | 1,730円 | |
| | カセットテープレコーダー | 1台（1回） | 570円 | |
| C Dプレーヤー | 1台（1回） | 520円 | | |

| | | | | |
|--------------|------------------|--------|--------|--------|
| クローバーホール | 移動型スピーカー | 1式(1回) | 470円 | |
| | はね返りスピーカー | 1式(1回) | 310円 | |
| | 演台・花台 | 1式(1回) | 680円 | |
| | 司会者台 | 1式(1回) | 200円 | |
| | テーブル | 1台(1回) | 70円 | |
| | いす | 1脚(1回) | 40円 | |
| | ボーダーライト | 1式(1回) | 330円 | |
| | アッパーホリゾントライト | 1式(1回) | 910円 | |
| | ロアーホリゾントライト | 1式(1回) | 910円 | |
| | サスペンションライト | 1台(1回) | 160円 | 500ワット |
| | シーリングライト | 1台(1回) | 210円 | 1キロワット |
| | フロントサイドライト | 1台(1回) | 210円 | 1キロワット |
| | スタンド | 1式(1回) | 110円 | |
| | 音響装置 | 1式(1回) | 1,730円 | |
| | つりマイク装置 | 1式(1回) | 330円 | |
| | カセットテープレコーダー | 1台(1回) | 570円 | |
| | デジタルカセットテープレコーダー | 1台(1回) | 740円 | |
| | CDプレーヤー | 1台(1回) | 520円 | |
| | 映写機 | 1式(1回) | 4,620円 | |
| | 研修室 | 音響装置 | 1式(1回) | 1,140円 |
| ビデオプロジェクター | | 1式(1回) | 950円 | |
| カセットテープレコーダー | | 1台(1回) | 570円 | |
| CDプレーヤー | | 1台(1回) | 520円 | |
| 視聴覚室 | 音響装置 | 1式(1回) | 1,140円 | |

| | | | | |
|--------------|--------------|----------------|--------|------|
| | ビデオプロジェクター | 1式(1回) | 950円 | |
| | カセットテープレコーダー | 1台(1回) | 570円 | |
| | CDプレーヤー | 1台(1回) | 520円 | |
| | ダイナミックマイクロホン | 1本(1回) | 330円 | |
| | ワイヤレスマイクロホン | 1本(1回) | 910円 | |
| | 床上型マイクスタンド | 1本(1回) | 60円 | |
| | 卓上型マイクスタンド | 1本(1回) | 60円 | |
| | その他 | オーバーヘッドプロジェクター | 1式(1回) | 570円 |
| 資料提示装置 | | 1式(1回) | 950円 | |
| スライド映写機 | | 1式(1回) | 570円 | |
| 16ミリ映写機 | | 1式(1回) | 570円 | |
| ビデオデッキ | | 1式(1回) | 680円 | |
| コンデンサーマイクロホン | | 1本(1回) | 570円 | |
| ダイナミックマイクロホン | | 1本(1回) | 330円 | |
| ワイヤレスマイクロホン | | 1本(1回) | 910円 | |
| 床上型マイクスタンド | | 1本(1回) | 60円 | |
| 卓上型マイクスタンド | | 1本(1回) | 60円 | |
| コインロッカー | | 1口(1回) | 100円 | |
| 体育館施設 | 電光得点表示盤 | 1式(1回) | 840円 | |
| | フロアシート | 1枚(1回) | 270円 | |
| | プール自動計時装置 | 1式(1回) | 1,050円 | |

(備考)

- ① この表の利用料金の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。
- ② 利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数

を生じたときは、これを切り上げた額)とする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。

- 8 体育館及びアーチェリー場は2分の1の面積で、プールは1コースで占有使用できるものとし、この場合の利用料金の額は、体育館及びアーチェリー場は当該使用区分の利用料金の額の2分の1、プールは当該使用区分の利用料金の額の6分の1(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。
- 9 体育館施設の個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の額の10回分に相当する額とする。
- 10 駐車場を2時間を超えて使用する場合において、駐車時間に30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は30分として算定する。

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
篠栗町和田土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和4年9月13日から令和7年7月31日まで
- 3 施行地区
糟屋郡篠栗町和田一丁目、大字和田字下川原、字ナメリ川原の各一部
- 4 事務所の所在地
糟屋郡篠栗町和田一丁目13番地38号
- 5 設立認可の年月日
令和4年9月2日
- 6 変更認可の年月日

令和7年3月7日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字溝口字三砂4番1、4番2、4番7、8番1、8番8及び16番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑後市大字溝口907番地
宝生流通システム株式会社
代表取締役 檀 泰明

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例(平成26年福岡県条例第57号)第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 失効した特定危険薬物の名称
 - (1) 化学名 (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
 - (2) 化学名 N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類
 - (3) 化学名 5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類
- 2 失効の理由
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項

に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第17号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和7年3月15日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社技研

(2) 所在地

田川郡福智町金田839番地1

(3) 代表者

代表取締役 大脇 輝男

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和7年3月1日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第7号

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月18日

福岡県公安委員会

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「起算して」を削る。

様式第1号（裏）を次のように改める。

(裏)

- 1 早期に手続を終わらせたい方へ（仮納付制度）
 - (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を完了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
 - (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたがあなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めるときには、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付とみなされますので（道路交通法第51条の4第10項）、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
 - (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないとした場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。
- 2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所
 - (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。仮納付の期限経過後は、同封の納付書(仮納付書)による納付はできません。
 - (2) 仮納付の場所は、納付書（仮納付書）に記載のとおりです。
 - (3) 金融機関の窓口、コンビニエンスストア等において仮納付するときは、同封の納付書（仮納付書）に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。
 - (4) スマートフォン決済アプリを利用して仮納付するときは、同封の納付書（仮納付書）に記載の方法に従って手続をしてください。
 - (5) 放置違反金を納付したことを証する書面が必要なときは、金融機関の窓口、コンビニエンスストア等において納付した上で、納付書兼領収証（仮納付書）を受け取ってください。スマートフォン決済アプリを利用した納付の場合は、放置違反金を納付したことを証する書面が発行されません。
 - (6) 分納は、できません。
 - (7) 公示による納付命令の場所
福岡県公安委員会の掲示板（福岡市博多区東公園7番7号所在）
 - (8) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(7)の掲示板に表示することにより行います。

車検拒否制度及び車両の使用制限命令に関するお知らせ

- 1 車検拒否制度
放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 車両の使用制限命令
同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

〒

福岡県警察本部交通部交通指導課
電話

様式第3号中「納入通知（納付）書兼領収証」を「納入通知書」に、「金融機関」を「とおり」に改め、同様式の注に次のように加える。

3 車検拒否を受けている場合など、放置違反金を納付したことを証する書面が必要なときは、金融機関の窓口、コンビニエンスストア等において納付した上で、納入通知（納付）書兼領収証を受け取ってください。スマートフォン決済アプリを利用した納付の場合は、放置違反金を納付したことを証する書面が発行されません。

様式第9号中「納付書兼領収証（督促用）又は先に送付しました納入通知（納付）書兼領収証により」を「納付書（督促用）又は先に送付しました納入通知書により」に、「納付書兼領収証（督促用）又は納入通知（納付）書兼領収証の」を「納付書（督促用）又は納入通知書の」に改め、同様式の注中2を次のように改める。

2 車検拒否を受けている場合など、放置違反金を納付したことを証する書面が必要なときは、金融機関の窓口、コンビニエンスストア等において納付した上で、納付書兼領収証（督促用）又は納入通知（納付）書兼領収証を受け取ってください。スマートフォン決済アプリを利用した納付の場合は、放置違反金を納付したことを証する書面が発行されません。

様式第9号の注3の(1)中「納入通知（納付）書兼領収証」を「納入通知書」に改め、同様式の注3の(2)中「納付書兼領収証（督促用）」を「納付書（督促用）」に、「納入通知（納付）書兼領収証」を「納入通知書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に作成した改正前の様式に基づく用紙で現に使用しているものは、それぞれこの規則の相当規定により作成したものとみなす。

福岡県公安委員会告示第83号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

（案）について、令和7年1月10日から同年2月9日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和7年3月18日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県公安委員会規則第7号）

2 規則の公布の日

令和7年3月18日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通指導課に備え置く。